

# 第一次世界大戦下における収容施設での俘虜の扱われ方

－板東俘虜収容所における俘虜への人道的扱い－

## In pow regard to the WWI for camp

－Hotel human in Bando POW Camp Human treatment for POWs－

岩本 義浩

Yoshihiro Iwamoto

### 〈摘要〉

徳島県鳴門市靈山寺の社内において 1918 年板東俘虜収容所の俘虜によるベートーヴェン第九番が演奏された。

鳴門市では昨年、鳴門市民会館で「『第九』アジア初演 100 周年記念事業」を開催した。これは 1918 (大正 7) 年にドイツ人ら俘虜収容者によりベートーヴェンの交響曲第 9 番をアジアで初めて演奏会を展開されたということである。

この開催された経緯には俘虜収容所における所内の規律に大きな影響があったと考えられる。一般的に考えて、俘虜にコンサートを認めることは、演奏会場探しに始まり、場所を使用させていただくまでの依頼や日程調整、多くの俘虜が楽器演奏のために練習を考えれば、かなりの準備期間があったであろう。

さらに板東俘虜収容所の開所した 1917 年 (大正 6) 年 (IV 参照) にどのくらいの楽器を俘虜の手元に届いたのか、その苦労も想像以上に大変ではあったんだろうと思う。演奏できた楽器の数をフォローするために、もしかしたら「第九」を選曲し合唱形式にしたのかもしれない。この時の曲目は、「さくらさくら」果たしてその様な苦労を俘虜のために日本の軍人が奔走したのであろうか疑問に思った。そもそも、軍人には厳しい規則と罰則の下で指示系統も厳しいものと考えられ「俘虜への対応も 1929 (昭和 4) 年に俘虜の待遇に関する条約」をジュネーブ (赤十字) 条約で締結していることから考えても俘虜への扱いについては、厳しいものがあったと想像できる。そんな中なぜ俘虜にベートーヴェン第九のお披露目が出来たのかとても興味を持った。

併せて、収容所として俘虜たちが日々の生活を送り、俘虜であることへの異国への恐怖や不安をどの様に理解し対応していくことが必要であるのかについて明らかにすることで、今日われわれの強者、弱者それぞれの立場を理解することは重要であると思われる。

以上について板東俘虜収容所で展開された「模範的収容所」の在り方について歴史的背景と共に明らかにした。

〈キーワード〉 俘虜収容所 武士道 松江豊壽 人道的配慮

## I. 時代背景

第一次世界大戦は国を超えて地球上多くの人々が参戦し身体、心を傷つけた。中高等学校で既に学習したとは思われるが、第一次世界大戦について確認しておこう。

この戦争について鳥海（2013）のまとめを参考にすると、19世紀末以来、ヨーロッパでは国家統一を実現したドイツ帝国が急速な発展を遂げ、皇帝ヴィルヘルム2世の積極的な世界政策のもとに、イギリスに対抗して中近東に進出を図った。大規模な海軍拡張計画を推し進めイギリスを脅かした。イギリスは日英同盟協約締結以後「栄光ある孤立」を放棄し、先ず1904（明治37）年英仏協商を結び、日露戦争後ロシアとの対立も緩和されたため、1907（明治40）年に英露協商を結んだ。

ここに日仏同盟1891（明治24）年と併せて三国協商が成立し、ドイツの進出に対する包囲体制ができあがった。これに対してドイツは、先にイタリア、オーストリア＝ハンガリーと結んだ三国同盟1882（明治15）年の強化を図り、特にオーストリアとの軍事的協力を深めた。

1905（明治38）年・1911（明治44）年の2度にわたり、モロッコをめぐって独仏の対立が先鋭化し、またバルカンをめぐり協商側と同盟側の紛争がしばしばおこった。

なかでも、日露戦争後ロシアがパン＝スラブ主義を唱え、セルビア人らバルカン主義をかけ、ゲルマン系諸民族を結集してこの地域での勢力拡張を図ろうとするドイツやオーストリア＝ハンガリーとの対立が激化した。このようにバルカン地方では一触即発の国際的緊張が高まっていった。

1914（大正3）年6月、ボスニアの首都サラエボを訪問中のオーストリア皇太子（帝位継承者）夫妻が、反オーストリア秘密結社に属するボスニア系セルビア人青年によって暗殺された（サラエボ事件）。

この事件は一瞬のうちに国際危機を爆発させ、全欧をたちまち戦争の嵐に巻き込んだ。同年7月、まずオーストリアがセルビアに宣戦布告し、ついで8月には、ドイツがオーストリア側に立ち、ロシア・イギリス・フランスなどがセルビアに味方して次々に参戦し、全欧を戦争の渦に巻き込んで史上空前の第一次世界大戦<sup>1</sup>が始まった。

## II. 政党内閣の思惑

1914（大正3）年6月28日、先にも述べたがセルビア人の青年により放った銃弾による「七月の危機」が第一次世界大戦（以下大戦）へと端を発した。

同年8月4日、イギリスの対独宣戦布告により歐州全域に及ぶ戦争に発展した。この大

戦勃発により、東アジアでは、欧洲列強勢力の後退、列強間の対立及びその援助に依存していた中国の袁世凱政権の弱体化がもたらされ、代わりに日本とアメリカの影響が相対的に強まることとなった。このような状況の変化に対して日本の指導層はこの大戦を短期戦と考え、以下の二点を共通認識として「絶好の好機」「大正新時代の天祐」と称した。

その共通点とは、(1) 中国本土への進出（具体的には極東ドイツ権益の奪取）による中国に対する政治的発言力の強化と政治的進出（軍部にとっては、極東における唯一の軍事的脅威であるドイツ勢力の駆逐も目的であった）(2) 満蒙権益<sup>2</sup>の強化である。しかし、この共通認識が即、日本に「参戦」をもたらせた訳ではない。山縣有朋ら元老は参戦を必然のものとは考えておらず、日本が参戦を果たすには日英同盟上、イギリスの参戦依頼が必要であったからである。このような状況下で日本を強引に参戦に導いたのは、第二次大隈重信内閣の外相加藤高明であった。

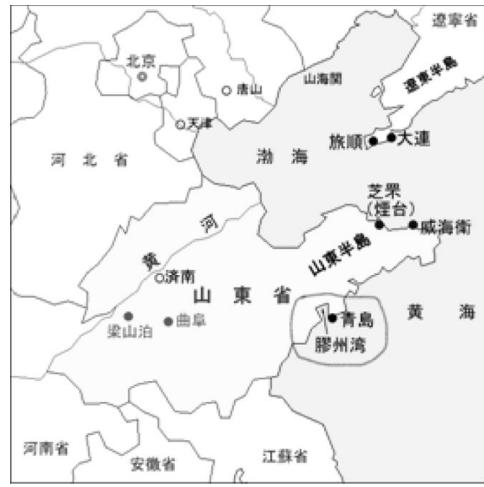


図1「日本が制圧した膠州湾と青島図 (Y-History 教材工房より筆者マーキング)」

第二次大隈内閣における加藤外相は、イギリスが連合国側に参戦した場合、連合国側の勝利が、引き分けでもイギリスの優勢のうちに終わると予想し、日英同盟の下で参戦することによって東アジアからドイツ勢力を駆逐し、極東ドイツ権益を継承しようと考えていた。一方、イギリスは対ドイツ海軍戦略の上から日本海軍の協力を必要としていたものの、欧洲で戦争が行われている間に日本が太平洋や中国で漁夫の利を占めることを好まなかつた。そのため当初（8月3日）イギリスのグレイ外相は、駐日イギリス大使グルーンを通じて日本の援助を期待していないことを表明していた。しかし、対ドイツ開戦時ドイツ海軍の攻撃を恐れていたイギリスは8月7日、日本にシナ海におけるドイツ艦船の破壊を「要請」し、事実上の参戦を依頼した。この「要請」を待っていた内閣は、直ぐに臨時内閣を大隈首相の私邸で行い、「要請」からわずか36時間後には日本の参戦は閣議決定され、グルーン大使に覚書を渡した。しかし、イギリスは戦闘区域を中国沿岸に限定し、日本の中国大陸部・太平洋への進出を認めなかつた。日英の利害は強く対立した。

参戦後における日本の具体的な目標は、極東ドイツ権益の膠州湾と南洋諸島（図1参照）であった。膠州湾を制圧すれば、山東鉄道の収入は確実な伸びを示し、青島貿易もその取引額で大連に匹敵するなど、経済的な価値は日本にとって十分であった。

イギリス軍と共同して青島要塞に総攻撃をかけ、11月7日に青島を占領した。

### III. 日本国内の俘虜収容所

周知のとおり 1914（大正 3）年、欧州で第一次世界大戦が勃発し、日本はドイツに対しても宣戦布告し、ドイツ軍が駐留していた中国山東半島の青島を攻撃した。日本兵 30,000 人に対してドイツ兵 5,000 人であり、勝敗は決まっていた。ドイツ兵は青島要塞を死守しようと交戦していたが、ついに降伏し約 4,600 人の俘虜（当時の陸軍用語現代は、捕虜）と南洋群島等からの俘虜がこれに加わり、総勢約 4,700 名が収容され、日本に護送された。

これらの将兵を「日独戦ドイツ兵俘虜」、「青島戦ドイツ兵俘虜」、「チントオ・ドイツ兵俘虜」「チントオ独軍俘虜」「青島ドイツ軍俘虜」などと呼んでいた。俘虜にはドイツ兵だけでなく、オーストリア＝ハンガリー帝国兵士も含まれていた。

さらに、青島で投降したドイツ軍将兵が 3,906 人だったのを、4 千人の大台に乗せるために在留民間人が員数合わせて俘虜に加えられた。ドイツ側の降伏後すぐに、東京では政府により対策委員会が設置され、当時の陸軍省内部に保護供与国と赤十字との関係交渉を担当する「俘虜情報局」が開設された。俘虜たちは貨物船で同年の 11 月中に日本に移送され、久留米、東京、名古屋、大阪、姫路、丸亀、松山、福岡、熊本、静岡、徳島、大分の 12 カ所に開設された俘虜収容所（表 1 参照）に収容されることとなった。

1915（大正 4）年以降は、俘虜の脱走未遂発生のため戦争俘虜に関する規定が厳格化する。また現行の戦時国際法に反し、日本は脱走者に規則上のみならず刑法上でも処罰を課す方針をとり、再捕捉された捕虜が有罪判決を受けることもあった。脱走計画の黙認、帮助も処罰の対象だったため、収容所の職員たちもまた管理体制を厳しくした。

表 1 俘虜収容所の一覧「1914 年開設」

名 称	開 設	閉鎖年月日	備 考
東京	11 月 11 日	1915 年 9 月 7 日	習志野に統合
名古屋	11 月 11 日	1920 年 4 月 1 日	以島に移転
大阪	11 月 11 日	1917 年 2 月 19 日	
姫路	11 月 11 日	1920 年 3 月 12 日	青野原に移転
久留米	10 月 6 日	1920 年 3 月 12 日	中途で福岡より一部移転
丸亀	11 月 11 日	1917 年 4 月 21 日	板東に統合
松山	11 月 11 日	1917 年 4 月 23 日	板東に統合
福岡	11 月 11 日	1918 年 4 月 12 日	久留米・習志野に移転
熊本	11 月 11 日	1915 年 6 月 9 日	久留米に統合
静岡	12 月 3 日	1918 年 8 月 25 日	習志野に統合
徳島	12 月 3 日	1917 年 4 月 9 日	板東に統合
大分	12 月 3 日	1918 年 8 月 25 日	習志野に統合
「1915 年開設」			
習志野	9 月 7 日	1920 年 4 月 1 日	東京・静岡・大分を統一。一部福岡移転
青野原	9 月 20 日	1920 年 4 月 1 日	姫路より移転
「1917 年開設」			
以島	2 月 19 日	1920 年 4 月 1 日	大阪より移転
板東	4 月 6 日	1920 年 4 月 1 日	徳島・丸亀・松山統合

出典元：似島臨海少年自然の家 HP より表として加工

#### IV. 板東俘虜収容所

板東俘虜収容所は所長松江豊壽陸軍大佐以下、将校、下士官、軍医、通訳ら所員 16 名（写真 1 参照）からなり、上記以外にも徳島歩兵第 12 連隊から板東衛兵分遣隊 59 名が派遣され松江所長の下で警備に任じた。

1917（大正 6）年 4 月 6 日（表 1 参照）

板東俘虜収容所の開所式が行われた。開所式の後、自室に所員を集め話した。「私は

会津人だ。戊辰の戦争のみぎり<sup>3</sup>会津鶴ヶ城に拠って官軍に抗し、朝敵<sup>4</sup>の汚名をこうむった会津藩士の子として私はこの世に生をうけた。私の祖父たちは鶴ヶ城城落と同時に俘虜となって会津降伏人と呼ばれ、屈辱と惨苦の境涯に陥ったのである。降伏人、すなわち俘虜というものがどんなに悲しいものであるかを私は幼心に深く刻み込まれ、それは今も忘れることが出来ない。さて明日は徳島より第一次転収俘虜が当所へ来る。そこで諸君へ所長としての私の俘虜に対する方針を述べておきたい。“武士の情け”これを根幹として俘虜を取り扱いたい。武士の情けだ。わかってくれるかね。」副官の高木繁大尉が立ち上がり「所長殿、わかりました」ときっぱり答えた。次いで一同が立ち「わかりました」と応じた。

松江は以後約 3 年間（武士の情け）を俘虜取り扱いの根本精神に備えて、規則を遵守しつつ出来る限りの恩情と慈愛を以ってドイツ人俘虜らに接した。

4 月 7 日四国各地より俘虜全員が収容されたあと 4 月 10 日、松江は広場に所員及び俘虜を集め通訳を介し挨拶と訓示を述べた。「諸子は祖国を遠く離れた孤立無援の青島において、絶望的状況の中にありながら祖国愛に燃え、最後まで勇戦敢闘した勇士であった。しかし時に利あらず刀折れ矢尽きて、ついに日本軍に下ったのである。

しかし諸子の愛國の精神と勇敢なる戦士である。そのゆえをもって私は諸子には守るべき諸規則が厳然としてあるということだ。これは秩序である。秩序はいかなる理由によっても破棄することは許されない。以て、諸子に言っておく。私は諸子を俊邁するに軍人の精神を縦糸にし、武士の情を横糸にしたいと思っている。」

このとき通訳は「武士の情」をいかに訳するか戸惑い、在日 12 年の日本語に通曉する俘虜のマイスナーをそばに呼び、この語をいかに訳すかを尋ねた。クルト・マイスナーの言う通りに訳し、捕虜たちの面上に感動の色が浮かんだ。松江は続けてこう述べた。

「すでに諸君が見た如く、この板東の地はのどかで美しい自然環境に所地している。今日から諸子はこの地で暮らすわけであるが、ここの自然と一体となる気持ちで生活してほしい。そしていつか全員そろって祖国へ還られんことを希望する。」



写真 1 「収容所の管理スタッフ集合写真（鳴門ドイツ館所蔵）」

松江は規則の許す限り俘虜たちに与うる限りの思いやりと寛大さをもって接した。収容所の料理はすこぶる不評だった。そこで松江は俘虜の中から腕のある料理人を選んだ。所員の中には、俘虜の増長に不満を洩らす者もいたが、松江は「せめて食欲ぐらいは我が儘を言わせてやろうじゃないか」となだめた。

松江は、1872（明治5）年6月6日生から1956（昭和31）年までの84年間の人生を送った。

旧会津藩士松江久平の長男として生まれる。久平は、幕末徳川側に付き明治新政府と戦った。その後、新政府成立後、会津藩（現福島県会津若松市）の武士で大半を斗南藩<sup>となん</sup>（現青森県むつ市）に移住を強要され豊壽は、敗者の痛みを胸に焼き付けながら育った。この時の体験からドイツ兵俘虜を「人間」として扱おうとした素地が出来たと思われる。

軍人を志して陸軍士官学校に入学する。1894（明治27）年卒業後はそのまま陸軍に入隊し、1904（明治37）年に始まった日露戦争で、韓国の仁川に派遣され、韓国駐留軍の副官として任務を遂行した。日露戦争後、韓国保護条約が調印され、伊藤博文が初代統監に就任した。伊藤は、韓国併合には反対で、韓国独立を達成するまで保護し、支援するという持論を持っていた。

それに対し司令部の長谷川好道は、武断政策として韓国を力で抑えつけ、植民地化を促進する考えであった。松江は武断政策を嫌悪したため、長谷川の部下でありながら疎まれていたが、伊藤からは可愛がられていた。

日韓併合交渉の最中に突然松江は、副官を解任され帰国命令が下った。その後、板東俘虜収容所の所長となり徳島市内に家族と共に居を構えた（写真2参照）。そして、所長職の任命が説かれると都内に移り、少将として待命を待ちそのまま定年となつた。

退官後、地元会津若松に戻り市長に就任した。その際、経歴を求められたが軍隊時代の経験・戦歴については明記を頑なに拒んだという。市長を退いた後は、都内柏江市で晩年を過ごした。



写真2 「元松江豊壽と家族の住居跡に作られた碑」（筆者撮影）

## V. 所長松江豊壽の考え方

1914（大正3）年、我が國は先に述べた日英同盟協約締結により同盟国イギリスの要請を受けて参戦し、ドイツの植民地である山東半島の青島を攻めた。戦闘は同年10月末から11月7日まで続いた。青島守備のドイツ軍兵は勇戦であったが、戦力の圧倒する日本

軍に敵すべくもなく降伏した。その結果 3,900 余名のドイツ軍将校が捕虜として我が国に送られた。

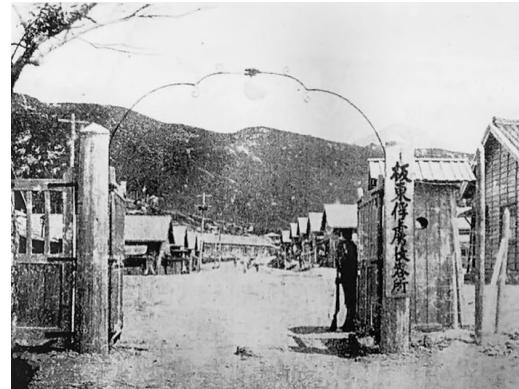
捕虜は国内 10 数か所に収容された。四国では松山、丸亀、徳島に収容所（写真 3 参照）が設けられたが 1917（大正 6）年 3 月、徳島県板東町（現鳴門市）に新たに収容所が作られ、ドイツ軍将兵を中心にこの地で捕虜生活を送った。

ドイツ人捕虜にとり、この板東での生活は本来痛苦な体験であるにもかかわらず、生涯忘がたい美しい思い出となった。板東俘虜収容所はドイツ人から「模範収容所」  
写真 3 「板東俘虜収容所正面南側（徳島県立古文所蔵）」と絶賛された。捕虜の一人、ポールクーリー氏はこう述べている。

「私は今度の第二次世界大戦にも召集を受け、武運つたなくソ連の捕虜になり、1956 年に解放されましたがソ連の収容所で冷酷と非情をいやというほど知らされたとき、私の脳裏に浮かんでいたのはバンドウのことでありました。バンドウこそ国境を越えた人間同士の眞の友愛の灯がともっていたのでした。

私は確信をもって言えます。世界のどこにバンドウのような収容所が存在したでしょうか。世界のどこに松江大佐のような収容所長がいたでしょうか。」と俘虜生活を振り返っている。

大東亜戦争に敗れて米英ソ連等の捕虜となった日本軍将兵が受けた処遇は悲惨そのものであった。ことにソ連は極寒の中十分な衣服や布団を与えずに真冬の中で十分な食事も摂れない状況で重労働を課せ続け、人為的な凍死など多数の死者数を出したのであった。板東のドイツ軍捕虜の生活は天国的な状況であった。板東が「模範収容所」と呼ばれたのは、単に所長に松江という高貴な人間性をもつ人物が存在したことによるのであった。



## VII. 武士の情

高橋（2018）によると「武士という語は、奈良時代の 721（養老 5）年、元正天皇 詔にみえており、武士は平安中期に発生する。在地領主の武装したものとみる先入観が邪魔をして、これを中世の武士の先駆とみなす理解は生じなかった。」

問題の詔には文人・武士は国家が重視するところである。医や占いの術、神仙の術は古くから今までこれを尊崇してきた。百官のうちより学問を深く修得し教授となるに値する者を選抜が、『明（みょう）経（ぎょう）（儒教の道に通じること）』『明法（みょうぼう）（法律に通曉すること）』『算術』『陰陽（おんよう）』『医術』『解工（げこう）（工匠の技術

を解すること)』『和琴』『唱歌』の各専門家と並んで当座の賞与を賜っている。同様の史実は宝亀2(771)年にもあり親王以下五位以上、さらに『明経・文章・音博士(監事の読みを享受する者)・明法・算術・医術・陰陽・天文・曆術(曆を作る者)・貨殖(経済活動に優れた者)・恪勤(かくごん)・工巧(くこう)(工作技能に優れた者)・武士』の55人それぞれに、絹糸が賜与された(『続日本紀』)。

律令国家の武士も、武芸の第一は『弓馬を習いて、尤も馳射を善くせり』(参内実録)と言われるように、後世と同じく騎射の術をさしていた。さらに、中世で武士の家系が『武器の家』『武芸の家』などと呼ばれていたごとく、古代にも武芸・兵事を家業とする特定の家々が存在し、それらが社会的な認知を受けていたのがわかる。

つまり武士は、特定の武芸として馬に乗り弓を弾く者の家系がこの始まりということになる。その後、源平合戦によりさらに戦にたける者を武芸者の家系の中から芸(騎射の術)を磨く必要が生じてきただことが伺える。

新渡戸(1905)(原著は英文)は矢内原の訳によると「武士道」の中で「義・勇・仁・礼・誠・名誉・忠義・克己」について書いている。

「義は武士の捷中最も厳格なる教訓である。武士にとり卑劣なる行動、曲りたる振舞いほど忌むべきものはない。武士は義を定義し決断力となした。

勇(敢為堅忍の精神) 気は、義のために行われるのでなければ、徳の中に教えられるにほとんど値しない。孔子の論語には「勇とは義(ただ)しき事をなすことなり」である。

仁(惻隱(そくいん)の心)について「愛、寛容、愛情、同情、憐憫は古来最高の徳として、すなわち人の靈魂の属性中最も高きものとして認められた。それは二様の意味において王者の徳と考えられた。すなわち高貴なる精神に伴う多くの属性中王位を占むるものとして王者的であり、王者の道に適しき徳として王者的であった。

礼について、作法の懶懶無礼は日本人の著しき特性として、外人観光者の注意を惹くところである。もし単に良き趣味を害うことを怖れてなされる時は、礼儀は貧弱なる徳である。真の例はこれに反し、他人の感情に対する同情的思いやりの外に現れたるものである。それはまた正当なる事物に対する正当なる尊敬、したがって社会的地位に対する正当なる尊敬を意味する。何となれば社会的地位は何ら金権的差別を表すものではなく、本来は実際の価値に基づく差別であったからである。」

誠について、信実と真実をなくしては、礼儀は茶番であり芝居である。伊達政宗曰く『礼に過ぐれば詔いとなる』と。『心だに誠の道にかないなば、祈らずとても神や守らん』と誠めし昔の歌人は、ポロニウスを凌駕する。

名誉の感覚は人格の尊厳ならびに価値の明白なる自覚を含む。したがって生まれながらにして自己の身分に伴う義務と特権とを重んずるを知り。かつその教育を受けたる武士を、特色づけずには措かなかった。

忠義については、武士の教育において守るべき第一の点は品性を建つるにあり、思慮、

知識、弁論等の知的才能は重んぜられなかった。武士は勇気を養うに役立つ限りにおいてこれに携わったに過ぎない。

克己とは、武士は感情を表に出すは男らしくないと考えられた。『喜怒哀楽に表さず』とは、偉大なる人物を評する場合に用いられる句。」であった。

武士道については、私見で言うと屈強難闇である。武士の初めは、武芸から起りその戦を成功するための家臣の精神論としてその使いやすさに終始していたものがやがてその精神が主から独立進化し、素晴らしい精神へと変貌していった様に捉えられる。武士という言葉として使われているものとして「武士に二言なし（武士は信義を重んじているので一度口に出したことは必ず守る）」「武士の命は義によりて軽し（義のためには命をも棄てるべきである）」「武士の三忘（武士が戦場に赴く時忘れるべき三つの大事。家や妻子や我が身のことを忘れて事に邁進すべきであること）」「武士の金鉄の如し（一度引き受けたことは、約束を重んじて必ずこれを成し遂げる）」「武士は相見互あいみたがい（武士同士は同じ立場であるから、互いに思いやりを持って助け合わねばならない）」「武士は物の哀れを知る（しみじみとした情趣を知っている）」「武士は食わねど高楊枝（武士は貧ても不義をおこなわない、また矜持の高いことをいう）」そして「武士は情を知る（人情にあつい）」という言葉があった。

様々な武士にかかわる言葉が存在していた。大方精神論であり日本男児の美学として捉えられてきた男の生きる道の様相が含まれていたようである。これらは、主への心身共々にある姿勢である。これらをうまく利用したのが日本政府であったのではないかと考えられる。

## VII. 板東俘虜収容所内活動と日課

板東俘虜収容所には、最も多い時で1,028人のドイツ兵らが収容されていた。当時板東俘虜収容所は明らかに異質であった。そこには先に述べた松江の「軍人の精神を縦糸にし、武士の情を横糸にしたい」とある。

このことは、言葉だけでなく、俘虜たちは朝晩の点呼以外は、殆ど自由に振舞うことが出来た。自主性を尊重しようと言う松江の考え方からである。

収容所からの外出に対しても寛容であり、ドイツ兵は散歩や山登りを楽しんだ。面会者には一切制限を付けずフリーパスで通した。中には、面会したいがためにドイツから引っ越し徳島市内に居を構える妻もいた。お小遣いの不足している俘虜には、アルバイトまでも斡旋したという。さらには、俘虜の編集に収まる収容所新聞「ディ・バラッケ」発行を許可していた。

松山俘虜収容所からドイツ兵俘虜89名が、板東の収容所に送られてきた時である。「板東に近づくにつれ、プラスバンドの音が聴こえてくる。曲はドイツの愛国歌『旧友』。俘虜たちの間にどよめきが起こった。板東の俘虜たちの歓迎の演奏だった。門には、青島で

共に戦った懐かしい兵士たちが待っていた。松山から来た俘虜たちは嬉しさのあまり歓声を上げて駆け寄ろうとした。驚いたのは、松山の護送隊である。『整列！』と叫んで、俘虜たちに銃剣を向けて包囲した。緊張が走る。そこへ松江所長が銃剣を構える護兵に『構わぬ』と言い、銃剣を収めるように命じた。松江所長は松山から来た俘虜たちに向かって非礼を詫び、改めて歓迎の辞を述べた。その日に限り就寝時間を深夜零時まで延長すると告げた。」松江が、俘虜たちを人間として扱っている様子が伺える<sup>6</sup>。

所内には製パン所、食肉加工所、ケーキ店、喫茶店、図書館、読書室、印刷所、ボーリング場、レスリング場等が次々に建てられた。そこには束縛された俘虜たちの生活を少しでも楽しいものにしたいという松江の運営スタイルがある。

松江は彼らに演技会を開くことを許した。俘虜の最大の楽しみとなったのが演奏会や演芸会であった。

演劇会（写真4参照）を企画した俘虜は、衛兵に付き添われて徳島市の古物町を歩き回り、大道具、小道具、衣装などを買い求めた。無論その費用は俘虜自身が出した。そうして定期的に演芸会が催された。他の収容所に例のないことで、部下の中にはこれで良いのか疑問を感じた者もいたが、松江は「俘虜情報局も演芸会についてはなんら規制していない。それよりなにより、彼らがあんなに楽しんでいるのだ。それでいいのではないか」。

部下について触れておきたい。副官であった高木繁大尉（写真5参照）についてである。徳島新聞によると、1886年生から1953年没香川県丸亀市出身である。ドイツ語をはじめ、ロシア語、中国語など7か国語をマスターし、俘虜らとのパイプ役として所長を支えた。高木は俘虜の郵便物制限の緩和、音楽隊の伴奏と共に俘虜が薪を手渡す伴奏に太刀太鼓を受け持っている。俘虜たちも高木を信頼していたことは、彼の事務所が「総合需要処理事務所」と呼ばれていた事からも分かる。松江所長への部下の忠誠がなければ、人道主義は貫くことが出来なかつたと思われる。

俘虜の半数以上は東洋各地で各種の職業に従事していた人たちで、官吏、学者、会社員、各種技術者、専門家等、学識経験豊富な人々が少な

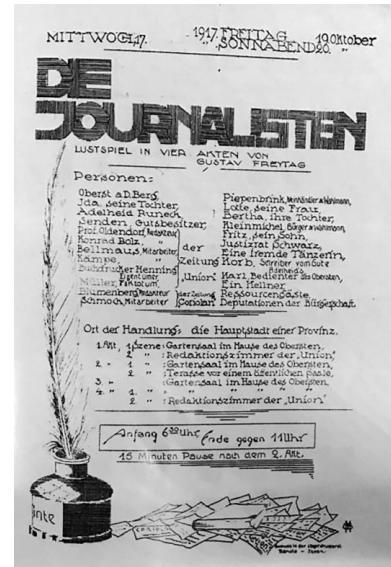


写真4 「演劇会のチラシ（所内向け）  
俘虜が印刷し所内で配布していた（鳴門市ドイツ館所蔵）」



写真5 「副官 高木繁大尉（鳴門ドイツ館所蔵）」

くなかった。俘虜情報局は各収容所にこれらの学者や技術者の指導を希望する者に対してそれを許可することを通達した。

農業専門家は、トマト、キャベツ、赤ビーツ（火焔菜）、玉ねぎなど十種類の野菜の栽培を指導した。

また、俘虜の中には、近くの陶芸家に指導（大谷焼）を受け、厩舎の設計から建築までを指導したものがおり、地域との持ちつ持たれつの関係性を構築していた。

板東俘虜収容所の最大の催し物は大正7年春の「俘虜展覧会」である。

1918（大正7）年3月8日から17日、午前8時30分から午後4時までの間、徳島市の公会堂と靈山寺境内で開催された。

板東俘虜展覧会のこととは、徳島一県のみならず香川、愛媛、淡路、姫路の方面まですぐさま伝わり、数多くの人々が押し掛けた。近隣の人々は毎日来る者も少なくなかった。このことから近畿圏域の国民からも注目を浴びていたことが伺える。

1917（大正6）年8月24日付の田岡貢巡査部長の報告「俘虜ニ関スル調査復命ノ件」から「起床午前六時、就寝午後十時、運動ハ毎日午前七時ヨリ全（とう）十時及午後二時ヨリ全五時三十分ニ至ル間構外運動ニテ於テ主トシテ『フットボール』『テニス』等ヲナシ（構内は隨時）食事時間ハ朝食午前七時、昼食十一時三十分、夕食五時三十分」

俘虜たちは、収容所生活の余暇を中心に体育・スポーツ活動、野菜の栽培、陶芸、建築で過ごしていたと考えられる。

この報告については、板東俘虜収容所の正門には「板西警察分署警備警察官出張所」が設置され、警察官（巡査部長および巡査、定員30名）が収容所を常時警備・内偵していた。この記録については「雑書編冊」にこの出張所の警察官がその分署長あてに収容所に関する内偵報告をしたものである。記録は、1917（大正6）年から1918（大正7）年の2年分の記録としてまとめられていると棟田（1974）の「桜とアザミ 板東俘虜収容所物語」に次の文章が記されている。

「1917（大正6）年10月2日付で東谷近蔵巡査部長は『俘虜散歩ニ關スル報告』と題して以下のように報告が上がっている。

『今回当俘虜収容所ニ於テ俘虜散歩ニ關シ別紙計画表ニ設ケラレ実施セラル、事相成候ニ就テハ之ガ設ケラル原因（聞所ニ依レバ）歐州戦争モ何時終息ヲ告グルヤ前途尚オ遼遠ナルヲ以テ目下ノ如ク俘虜ヲシテ營内ニ拘束スルハ健康ヲ害スル虞レ』ナシトセズ現ニ各収容所ニ俘虜ニシテ精神ニ異状ヲ来ス者續出スルノ有様ニシテ且ツ又逃走等ヲ企ツル者ナシトセズ依テ今回其筋ニ於テモ散歩ヲセシメル方得策ナリトノ意見ヨリ斯ノ如キ計画ヲ立て俘虜ヲシテ精神上ノ慰安ヲ與ヘシムルノ趣意ニ出タル由ニ有之候』。

当時、前章にも触れたが1915年以降は、捕虜の脱走未遂発生のため戦争俘虜に関する規定が厳格化する中、散歩や運動、俘虜展覧会などを開催すること自体が収容所として更に日本の風土として稀なことであっただろう。そのため内偵が存在していたと考えられ

る。しかし、俘虜の中にいる経済博士の学位を持つシュミット下士官は、県内小・中学校や徳島市商工会議所主催で「大戦と世界経済の展望」などのテーマを基に講演に出ている。ほかにもク・ノル海軍一等水兵は農産学士の肩書から、講演を行った記録がある。

このほかのハインリヒ・シュミット陸軍上等兵による農学士の学位を持ち技術提供として、能開技術員らへのドイツ式栽培法の伝授や農法技術について徳島県農商課より収容所へ電話で相談を受けている。全て、松江所長の裁断によるものであった。

のことから、俘虜を監禁する政策でもなかったことが伺えた。

### VIII. 考察

今回、板東俘虜収容所が設置されるまでの経緯と開所時以降の収容所について調べてみた。さらに、松江豊壽所長の転勤へのタイミングが偶然的着任であったことも功を奏したように思えた。

松江の韓国からの帰国、俘虜収容所の必要性が派生し、多くの収容所建設が起った。勤務地として、経験の浅い収容所所員の勤務する中で、新規で板東俘虜収容所の開所により所員一同が諸規定はあったであろうが実態については、一から作り上げていたことであろう。そして、収容所での俘虜への対応は、所長に一任されていたと考えられる。

収容所開所から閉鎖までの間一貫して、松江所長の管理下で展開されていたこと等を考慮すると「武士の情」（写真2参照）への精神が所員と俘虜に深く浸透していることがわかった。これがもし就任後所長交代があれば、たちまち新所長の考える収容所と変わってしまい、軍部指導下の収容所になり替わっていたことが想像として考えられる。そうなれば、今日の受け継がれているドイツと日本の友好関係は存在しないことになる。

松江個人の人生経験からくる俘虜への人道的対応は、政府主導の国家政策に伏す事実、しかなかったと考えられる。

最後に時代は違うが、第二次世界大戦時、福岡俘虜収容所第2分所にいたオランダ人ヨハン氏（ヨハンの物語）が収容所での理不尽な対応や厳しいルールで非人道的対応を行っていたことを冊子にまとめている。

POW研究会（第二次世界大戦を中心とした捕虜についての記載）ホームページに紹介されている俘虜収容所での労働については「1日8時間労働、週1回休みが基本になっていたようであるが實際には、それをはるかに越える労働を強いられるケースが多かった。労働内容は、企業の種類にかかわらず、原料や物資の運搬、荷役、土木、採鉱などに関わる単純肉体労働がほとんどであったが、一部には技術労働に携わり、優秀な能力を発揮する者もあったという。しかし、いずれにしても労働は苛酷で、食料不足の捕虜の身にこたえるものであった。」

第一次世界大戦時、板東俘虜収容所での人道的対応を点（拠点）とするならば、1937

(昭和 12) 年大東亜戦争以降、十分生かされていないことがハーグ「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」(1912 年) に批准しているがその実態は十分生かされてはいない様に思われる。

また、監視収容所として捉えれば、現代の刑務所でも 2001 (平成 13) 年名古屋刑務所受刑者放水死事件、2007 (平成 19) 年徳島刑務所で虐待事件が行われ非人道的対応が今日も続いている節を脱ぎ捨てられない。

刑務所と俘虜収容所を同じとして捉えることは些か違うのかもしれない。しかし、人が収容される中で弱者と強者の関係性から見ればその閉鎖性に共通するものがあり人として、人道的問題は、常に第三者による外部介入することで、密室で行われる問題が、常に公にしていくことで、非人道的対応に向かう対応に制限されることが必要と考えられる。以上が、今回の調査を通じて改めて感じられた。

## IX. おわりに

本論冒頭にも述べたが、アジア初演 100 周年「第九の聖地」としての演奏から 100 年を迎えた。初回演奏は、板東俘虜収容所にいた俘虜らによって 1917 年 6 月に四国靈場一番札所「靈山寺」で演奏したことが初上演であった。

この演奏会を収容所で行わなければ、無かったことになり、今日の第九を聴き参加する形式の曲が誕生しなかったか別の形になっていたかもしれない。

これらだけでも日本において松江の「武士の情」精神がなければ、今の日本の姿は変わっていたことは言うまでもない。

人道的対応については、2017 (平成 29) 年 5 月にドイツ・ニーダーザンセン州のシュテファン・ヴァイル首相による県・州 (日独) における「板東俘虜収容所の関連資料について国連教育科学文化機関 (ユネスコ) の「世界の記憶」遺産に登録申請することもなかったと思われる。

人道的対応については今日、日本国内外問わず、開発途上国・民族、宗教的差別・障害者・高齢者・子どもなどへの人としての対応が本来平等に人として敬い尊敬する関係性が大切であると私は思っている。

今回の調査内容は、偶然の中の人としての生きる権利が盛り込まれていたことを深く感じた次第である。

お話を伺った方や内偵書類「雑書編冊」が多くの事実を残す結果に繋がっていることは、記録の持つ重要性を改めて知ることが出来た。



写真 6 「松江豊壽胸像 2018 年完成 (鳴門ドイツ館前 筆者撮影)」

板東俘虜収容所と松江豊壽の功績は、日本の政府や収容に入所するさまざまな施設への提言としても意味あるものと考えられる。

今後も継続して、板東俘虜収容所について更に研究を進めていきたいと考えている。

#### 引用文献・参考文献

- (1) 鳥海靖 (2013)『もういちど読む山川日本近代史』山川出版社 pp89-92
- (2) 新渡戸稻造著／矢内原忠雄訳 (2012)『武士道』ワイド版岩波文庫
- (3) 高橋昌明 (2018)『武士の日本史』岩波新書 pp26-28, 30-31
- (4) 伊藤、季武他 (1997)『日本歴史大系普及版 16 第一次世界大戦と政党内閣』山川出版社
- (5) 岡田幹彦 (2009)『明日への選択 歴史の指標 松江豊寿（上）忘がたきバンドウ』日本政策研究センター pp44-47
- (6) 岡田幹彦 (2009)『明日への選択 歴史の指標 松江豊寿（下）忘がたきバンドウ』日本政策研究センター pp44-47
- (7) 棟田博 (1998)『桜とアザミ 板東俘虜収容所物語』光人社 NF 文庫 pp89, 198, 204, 217
- (8) 山田理恵 (1998)『俘虜生活とスポーツ - 第一次大戦下の日本におけるドイツ兵俘虜の場合 - 』不味堂出版 p 53
- (9) 長英之編 (2017)『第九永遠なり - 鳴門初演 100 年 - 第 6 章 松江所長たち①-⑪』徳島新聞社
- (10) 鳴門市ドイツ館 (2018)『鳴門市ドイツ館所蔵資料図録「板東俘虜収容所関係資料」イベントプログラム編』鳴門市
- (11) POW 研究会 "www.powresearch.jp/" 2019.11.14. ホームページ確認
- (12) ドイツ館史料研究会編 (2017)『どこにいようとそこがドイツだ』鳴門市ドイツ館
- (13) 板西警察分署警備警察官派出所 (大正年間)『南道俘虜収容所沿革史（複写）』鳴門市ドイツ館
- (14) 鳴門市ドイツ館史料研究会 (1919)『ディ・バラッケ:第 1 卷板東俘虜収容所新聞』鳴門市
- (15) 鳴門市ドイツ館史料研究会 (1919)『ディ・バラッケ:第 2 卷板東俘虜収容所新聞』鳴門市
- (16) 鳴門市ドイツ館史料研究会 (1919)『ディ・バラッケ:第 3 卷板東俘虜収容所新聞』鳴門市
- (17) 鳴門市ドイツ館史料研究会 (1919)『ディ・バラッケ:第 4 卷板東俘虜収容所新聞』鳴門市
- (18) 鳴門俘虜収容所ドイツ館史料研究会 (2018)『どこにいようと、そこがドイツ板東俘虜収容所会』鳴門市
- (19) 安宅温 (1997)『父の過去を旅して 板東ドイツ俘虜収容所物語』ボプラ社
- (20) 瀬戸武彦 (2006)『青島から来た兵士たち - 第一次大戦とドイツ兵俘虜の実像 - 』同学社
- (21) 西尾幹二 (2000)『国民の歴史』産経新聞社
- (22) カール ベー詩. ヴィリー ムッテルゼー画. 林啓介訳. 扶川茂改詩 (2006)『鉄条目の中の四年半板東俘虜収容所詩画集』井上書房
- (23) 富田弘 (1991)『板東俘虜収容所 日独戦争と在日ドイツ俘虜』法政大学出版局
- (24) 星亮一 (2006)『松江豊寿と会津武士道 板東俘虜収容所物語』ベストセラーズ
- (25) 田村一朗 (2010)『板東俘虜収容所の全貌 所長松江豊壽のめざしたもの』朔北社

#### 註

- 1 ドイツ・オーストリア（後にブルガリア・オスマン帝国も加わった）側を同盟国、イギリス・フランス・ロシア・日本側を連合国として戦った
- 2 「満蒙特殊権益ともいう。日露戦争の戦勝により条約上認められた、満州（中国東北部）・内蒙ゴ（内モンゴル）における、鉄道・鉱山・商租権などを内容とする日本の権益。」山川出版引用
- 3 みぎり「時節、頃」
- 4 朝廷に背き敵とみなされた者を朝敵と呼ぶ。京都守護職の会津藩は朝敵として討伐の密刺が下った
- 5 每時初期、陸奥国北郡、三戸郡、二戸郡内においての 3 万石を領有した家門小藩
- 6 徳島新聞「第九永遠なり 鳴門初演 100 年」より